

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川五・六丁目地区密集住宅市街地整備促進 事業推進活動業務委託	No.5200305
工（納）期	契約締結日の翌日から平成25年3月8日	
契約締結日	平成24年4月24日	
契約金額	3,617,250円（税込）	

契約相手方	株式会社地域計画連合
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

契約審査委員会資料	
経理課契約係	H24. 4. 12

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>荒川五・六丁目地区密集住宅市街地整備促進事業推進活動等業務委託</p>
<p>指名業者(案)</p>	<p>名称 株式会社 地域計画連合 所在地 豊島区北大塚一丁目19番12号 代表者 代表取締役 江田 隆三</p>
<p>特 命 理 由</p>	<p>本件は、荒川五・六丁目地区の防災性の向上と、住環境の改善を図ることを目的に、「防災まちづくりの会」の活動支援、事業推進に係る業務の企画・立案、資料作成等及び防災まちづくりフォーラムの開催支援等を行うものである。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 市街地整備促進事業等に係る事業推進活動業務は、一定期間継続して行われるものであり、その間、地元活動主体の意向に配慮しながら、事業を円滑かつ効率的に進めるため、同一業者を相手方とすることについては、その合理性が認められるところである。</p> <p>② 上記業者は、平成17年度から同地区の事業計画見直し業務等を受託し、「荒川五・六丁目防災まちづくりの会」の発足に関わるなど住民組織や地元住民との信頼関係が築かれており、地区の課題・特性を理解している業者である。</p> <p>③ 主管課では、上記業者の平成23年度の業務履行状況について評価を行うとともに、平成24年度の企画提案書の内容の適切性等を評価しており、「適」との評価を受けている。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>